

～介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業者の方へ～

令和6年度の介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が市町村の指定を受けて介護予防支援を実施する場合、地域包括支援センターの「一定の関与」として「介護予防サービス計画の検証」を行う点、市は「介護予防サービス計画の検証」のため介護予防サービス計画等の情報の提供を求めることができる点が明記されています。(介護保険法第115条の30の2、介護保険法第115条の45第2項)

本市においては、「介護予防サービス計画の検証」及び地域包括支援センターとの連携について以下のとおり運用します。内容を御確認のうえ、地域包括支援センターと適宜連絡を取り合いながら対応してください。

なお、以下のとおり運用することにあたり、対象者等からは、個人情報使用同意書等にて、介護保険法に関する法令に従い、必要がある場合に、これまでの関係機関に加えて市の機関等に個人情報を提供することの同意を得ていただきますようお願いいたします。

①地域包括支援センターへの報告

介護予防支援事業者として直接担当する場合は、対象者のお住まいの地域を管轄する地域包括支援センター(以下、「担当センター」という。)に報告をお願いします。

※介護予防支援事業者として初めて担当する場合は、担当センターが「指定介護予防支援業務マニュアル(吹田市地域包括支援センター・吹田市福祉部高齢福祉室作成)」(以下、「指定介護予防支援業務マニュアル」という。)をお渡しします。担当センターにお声がけください。

※その後は「指定介護予防支援業務マニュアル」を参考に業務の実施をお願いします。

②地域包括支援センターによる「介護予防サービス計画の検証」

(1)担当センターに介護予防サービス計画等の提出

担当センターに介護予防サービス計画等の提出をお願いします。担当センターは介護予防サービス計画等の提出を受け次第、「介護予防サービス計画の検証」を行います。頻度や提出書類は以下のとおりです。

項目	内容
頻度	新規作成時や更新時
提出書類	・利用者基本情報 ・吹田市 基本チェックリスト ・吹田市高齢者安心・自信サポート事業 アセスメントシート ・介護予防サービス・支援計画書

※担当センターは、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援になっているか等、自立を目指した視点で、介護予防サービス計画の検証を行います。

※必要時、提出した介護予防サービス計画書の内容の助言を受けます。

※また、事業の適切かつ有効な実施のために必要があるときは、担当センターに対して、必要な助言を求められます。

(2)自立支援型ケアマネジメント会議にて事例検討

本市においては、市内各ブロックで定期的に開催している自立支援型ケアマネジメント会議にて事例検討を行うことも、「介護予防サービス計画の検証」として位置づけています。

自立支援型ケアマネジメント会議は、介護保険法の理念を実現することを目的に、個別事例の検討を行うことで、自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、自立支援型ケアマネジメントの浸透を目指した取組になります。

(1)にて介護予防サービス計画等の提出をしたなかで、対象となるケースは、担当センターよりお声がけいたしますので、自立支援型ケアマネジメント会議への出席及び事例提出をお願いします。開催の時期や必要書類等は、担当センターに御確認ください。

その他、本市においては、介護予防サービス計画の質的向上を目指し、指定居宅介護支援事業者等を対象とした研修を年に複数回開催しています。

研修については開催が近づき次第、吹田市ケア倶楽部にて周知しているため、是非御参加ください。

【担当】 吹田市福祉部高齢福祉室 支援グループ TEL 06-6384-1375